

建屋貫通部の止水対策及び建屋相対変位対策について

所内常設直流電源設備（3系統目）は建屋を跨ぐ電路を設置することとしており、建屋貫通部は、図1のとおり設計する。

(1) 止水対策

- a. GTG建屋及び[]の貫通部は、電路周囲にコンクリート又はモルタルを充てんし、外壁と一体化構造とする設計とする。
- b. 屋外の降水等に対する考慮が必要な箇所は、a.項に加えて電路と外壁コンクリートとの境界部にシーリング材を設置する設計とする。

(2) 建屋相対変位対策

- a. 建屋相対変位が発生する箇所の電路について、屋外電路との取り合い部を縁切りして重ね合わせ、相対変位を考慮した隙間を設けることで、建屋相対変位の影響を受けない設計とする。
- b. ケーブルは、可とう性を有していることから、建屋相対変位の影響を受けない。

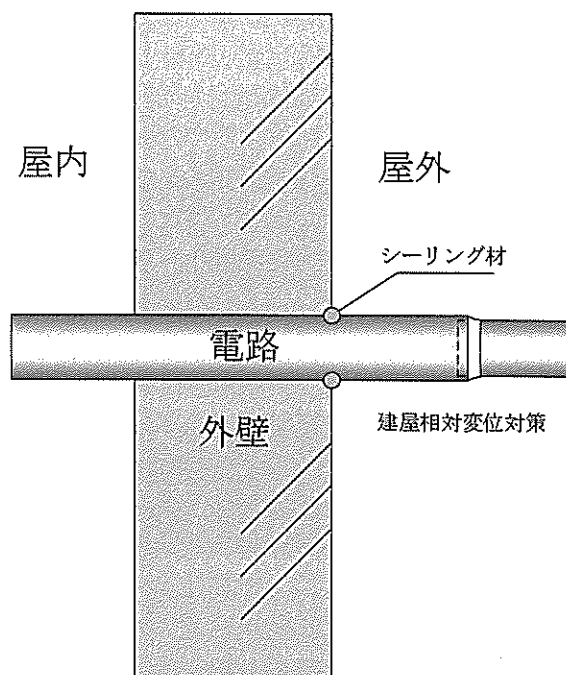


図1 建屋貫通部の概要図